

名古屋市上下水道局管理規程第9号

物価高騰対応生活扶助受給者等水道料金減免負担金を活用した水道料金の福祉減免の実施に関する規程を次のように定める。

令和8年3月26日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

物価高騰対応生活扶助受給者等水道料金減免負担金を活用した水道料金の福祉減免の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号。以下「施行規程」という。）第33条第5項の規定に基づき、物価高騰対応生活扶助受給者等水道料金減免負担金を活用して行う水道料金（名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第23条に規定する給水料をいう。以下同じ。）の福祉減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象者)

第2条 減免の対象者（用途一般用の適用を受けている者に限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付を受けている者

(期間)

第3条 この規程の規定による水道料金の減免は、令和8年4月分の水道料金（水道料金計算の基礎となる同年3月1日以後最初の1月間に係る水道料金をいう。）から令和9年3月分の水道料金（水道料金計算の基礎となる同年

2月1日以後最初の1月間に係る水道料金をいう。)まで適用する。

(計算方法)

第4条 水道料金の減免の計算方法については、施行規程第33条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「この規程」と、「第21条第3項」とあるのは「施行規程第21条第3項」と、「第22条の2第1項」とあるのは「施行規程第22条の2第1項」と読み替えるものとする。

(申請)

第5条 この規程の規定により水道料金の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、担当部局を経由して上下水道局長に申請しなければならない。

(別に定める集合住宅における減免)

第6条 施行規程第22条第5項に規定する集合住宅に係る水道料金の減免については、別に定める。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、営業部長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。